

AICHI STEEL

つくろう、未来を。
つくろう、素材で。

第120回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月13日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

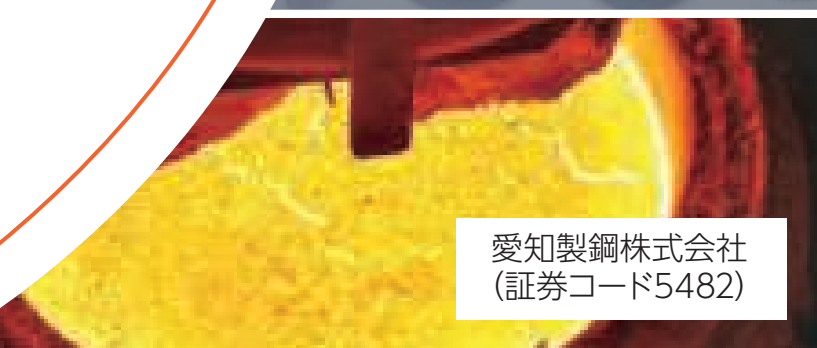
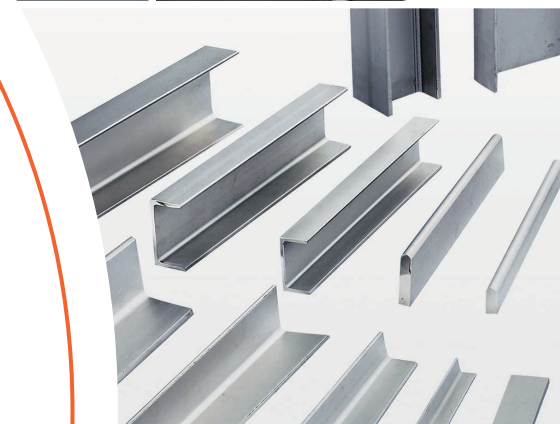
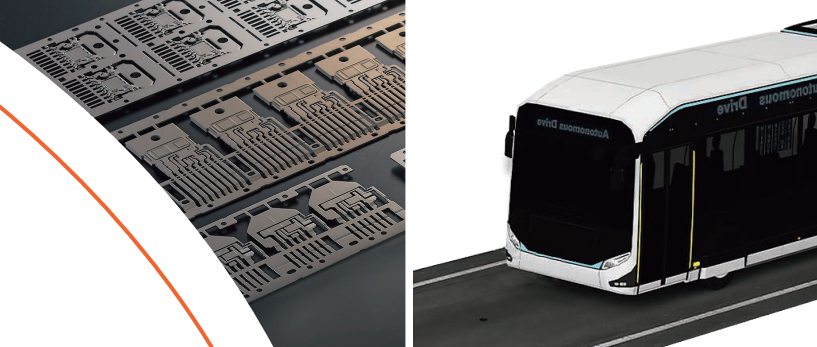
愛知製鋼株式会社
本館 大会議室
愛知県東海市荒尾町リノ割220番地

パソコン・
スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/5482/>

愛知製鋼株式会社
(証券コード5482)



株主の皆様へ



代表取締役社長
後藤尚英

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、今年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」により犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、昨年5月17日に公表した、特殊鋼鋼材の一部において、お客様からの要求仕様の長さ公差の上限を超える鋼材を出荷していた事案に関し、株主の皆様をはじめとした多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。特別調査委員会の調査報告書で指摘された真因および提言を真摯に受け止め、昨年11月から再発防止を含めた改善策として、社長を統括リーダーとする「品質ステップアッププラン活動」に全社を挙げて取り組んでおります。

2023年度の当社グループの業績は、原材料・エネルギー価格について高止まりが続いたものの、製品売価反映に向けたお客様への継続的な理解活動や徹底的な原価低減の取り組みなどにより増収増益となりました。

当社を取り巻く経営環境は、特殊鋼の需要減、地政学リスクやカーボンニュートラルへの対応など、厳しさを増しておりますが、2024年度は新たに策定した「愛知製鋼グループ 2024-26年度 中期経営計画」に基づき、変革への第一歩を踏み出してまいります。具体的には、損益分岐点の引き下げや、鍛鋼一貫の強みを活かした営業・開発一体での事業拡大およびリソースの最適配分により、両利きの経営を徹底し、変化の中でも着実に成長を続ける経営体質の構築を目指します。そして、創業期の精神に立ち戻り、「世のため、人のため」「お客様のため」に、今まで以上に一人ひとりが真にお役に立つ誠実なプロ集団となるべく行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年5月

Aichi Way

Densho
伝承
Sustain

Kansha
感謝
Appreciate

Souzou
創造
Create

Aichi Wayについて

当社グループが、継続的な成長を続け企業価値を高めていくために、どのような価値観を共有し、どのような行動をとるべきかを示した規範です。創業から受け継がれてきた精神と価値観を「伝承」し、全てのステークホルダーへの「感謝」を忘れず、より良い社会を「創造」していくことを目指しています。

(証券コード 5482)
2024年5月29日
(電子提供措置の開始日2024年5月22日)

株 主 各 位

愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地

愛知製鋼株式会社

代表取締役社長 後藤尚英

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第120回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（愛知製鋼）または証券コード（5482）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月12日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月13日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）	
2. 場 所	愛知製鋼株式会社 本館 大会議室 愛知県東海市荒尾町ワノ割220番地	
3. 目的事項	報告事項	第120期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

議決権行使方法についてのご案内



➡ インター
ネット

議決権行使専用サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否を
2024年6月12日（水曜日）
午後5時30分までにご入力ください。



➡ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2024年6月12日（水曜日）
午後5時30分までに到着するようにご返送ください。



➡ 株主総会へ
出席する
場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を当社にご通知ください。
- ▶ 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ▶ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

➡ インターネット開示情報

- ❖ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ① 事業報告：当社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制および方針
 - ② 連結計算書類：連結持分変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表なお、当該書類は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ❖ 当社株主総会の決議結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ❖ 本株主総会終了後、当日の報告事項等の動画を当社ウェブサイトに掲載いたします。



当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/>

その他のご案内

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問をお受けいたします。

2024年6月6日（木曜日）までに、以下のURLにアクセスいただき、ご質問ください。

お寄せいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高いご質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただきます。承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、予めご了承ください。

<https://q.srdb.jp/5482/>



- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔をお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。

工場見学のご案内

株主総会終了後に工場見学を開催します

※工場見学への参加は株主総会当日の事前受付が必要となります

【受付時間】 午前9時から9時50分まで（定員になり次第、受付終了します）

【見学時間】 株主総会終了後、2時間程度

【受付場所】 本館ホール棟1F

【定員】 30名（株主様に限りませす）

【服装】 安全上、半ズボン・スカート・サンダル・ヒール靴（3cm以上）の方は、ご見学いただけませんので、あらかじめご了承ください

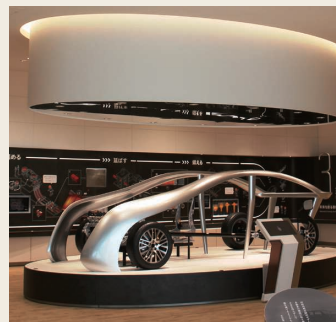
【見学内容】

- ・本館ビジターセンター
- ・特条製鋼工場 ブルーム連続鑄造機
- ・第4鍛造工場 CVTシャフトプレスライン

※昨年と同コースになります

【その他】

- ・工場内の写真撮影、録音・録画はご遠慮ください
- ・工場見学の様子を社内記録用として撮影させていただきますので、ご了承ください
- ・株主総会の終了時刻次第で見学内容を変更する場合がございます



【工場見学に関するお問い合わせ】

➡ 総務部 CSR推進室 社会貢献推進チーム 担当：太田

TEL. 052-603-9214 (ダイヤルイン)

株主総会参考書類

<議案および参考事項>

第1号議案 取締役6名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2023年度)	在任年数 (本総会終結時)
1	再任	ふじおかたかひろ 藤岡高広	取締役会長	14/14回 (100%)	13年
2	再任	ごとうなおひで 後藤尚英	取締役社長	11/11回 (100%)	1年
3	再任	なかむらもとし 中村元志	取締役副社長	14/14回 (100%)	6年
4	再任	やすいこういち 安井香一	取締役	14/14回 (100%)	9年
5	再任	あらいゆうこ 新居勇子	取締役	13/14回 (93%)	8年
6	新任	いしいなおき 石井直生	経営役員	—	—

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安井香一および新居勇子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、安井香一および新居勇子の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定しております。

4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、社外取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 安井香一および新居勇子の両氏が当社の社外取締役として在任中の昨年5月17日に、当社は、特殊鋼鋼材の一部において、お客様からの要求仕様の長さ公差の上限を超える鋼材を出荷していた問題を公表しております。両氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より当社にて法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行う等、適正に業務を遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止に関して意見を表明し、その職責を果たしております。
6. 安井香一氏が2021年6月まで取締役を務めた東邦瓦斯株式会社は、過年度の家庭用都市ガス等の供給および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、2024年3月、公正取引委員会から独占禁止法に関する警告を受けております。また、同委員会により、過年度の大口需要家向け都市ガスの供給に関して、同法に違反する行為があったと認定されております。
7. 当社は安井香一および新居勇子の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、藤岡高広、後藤尚英、中村元志、安井香一および新居勇子の5氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、5氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、石井直生氏の選任が承認された場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
10. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

取締役候補者

候補者番号 **1** ふじ おか たか ひろ **再任** 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
藤岡 高広 1954年8月31日生 **39,069株** (2023年度)
14 / 14回
(100%)



在任年数
13年

略歴・地位・担当

1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2006年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年5月 当社常勤顧問
2011年6月 当社取締役社長
2023年6月 当社取締役会長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役 (2024年6月就任予定)

候補者とした理由

2011年より12年にわたり、代表取締役社長として、激しい環境変化に迅速に対応する経営基盤を構築し、当社グループの年輪的成長に貢献してまいりました。また、2023年より会長に就任し、豊富な業務経験に基づく的確な助言・監督を行っていることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号 **2** ご とう なお ひで **再任** 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
後藤 尚英 1966年3月22日生 **14,314株** (2023年度)
11 / 11回
(100%)



在任年数
1年

略歴・地位・担当

1989年4月 当社入社
2014年1月 当社営業・調達本部 トヨタ営業部長
2016年4月 アイチフォージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2018年4月 当社参与 アイチフォージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2021年4月 当社執行職 営業企画オフィサー、トヨタ営業オフィサー
2023年1月 当社経営役員
2023年6月 当社取締役社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

上海愛知鍛造有限公司取締役副会長

候補者とした理由

2023年より代表取締役社長を務め、社会課題解決に向けた変化に強い体質づくりと収益力強化に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めるとともに、重要事項の決定や業務執行に対する監督を適切に行っております。また、営業部門の要職や米国子会社社長などを歴任しており、経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

3

なかむら もとし **再任**
中村 元志 1960年9月4日生

所有する当社株式の数
24,366株

取締役会への出席状況
(2023年度)
14/14回
(100%)



在任年数
6年

略歴・地位・担当

1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2014年4月 同社常務理事
2018年1月 当社常勤顧問
2018年4月 当社専務執行役員
2018年6月 当社取締役専務執行役員
2020年4月 当社取締役副社長就任 現在に至る

[担当]

経営全般補佐
監査室
リスクマネジメント本部長・CRO

重要な兼職の状況

中央発條株式会社社外監査役

候補者とした理由

2018年より取締役を務めており、代表取締役副社長として経営全般の補佐に加え、品質マネジメントシステムの改善や生産管理機能の強化に取り組む、モノづくりの實力向上に努めております。また、トヨタ自動車株式会社および当社での豊富な業務経験に基づく製造技術全般への幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

4

やすい こういち **再任** **社外** **独立**
安井 香一 1952年1月8日生

所有する当社株式の数
4,000株

取締役会への出席状況
(2023年度)
14/14回
(100%)



在任年数
9年

略歴・地位・担当

1976年4月	東邦瓦斯株式会社入社	2012年6月	同社取締役社長
2006年6月	同社執行役員	2015年6月	当社取締役就任 現在に至る
2008年6月	同社取締役常務執行役員	2016年6月	東邦瓦斯株式会社取締役会長
2010年6月	同社取締役専務執行役員	2021年6月	同社相談役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

東邦瓦斯株式会社相談役
中部日本放送株式会社社外取締役

候補者とした理由および期待される役割

東邦瓦斯株式会社における企業経営者としての幅広い知見、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督強化に尽力いただくことを期待しております。2015年より社外取締役として、独立した立場から積極的に意見や提言をいただいております。コーポレートガバナンス強化の観点から、引き続き候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏が相談役を務める東邦瓦斯株式会社とは、事業者としての通常のガスの需要取引がありますが、その取引額は売上高の3%未満で、かつ当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

候補者番号

5

あら い ゆう こ
新居 勇子 1961年1月27日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
3,300株

取締役会への出席状況
(2023年度)
13/14回
(93%)



在任年数
8年

略歴・地位・担当

1979年4月	全日本空輸株式会社入社	2016年4月	ANAセールス株式会社(現ANAあきんど株式会社)取締役副社長
2010年4月	同社大阪支店副支店長	2016年6月	当社取締役就任 現在に至る
2011年4月	同社東京支店副支店長	2021年3月	全日本空輸株式会社上席執行役員退任
2014年4月	同社執行役員大阪支店長	2022年4月	ANAあきんど株式会社顧問就任 現在に至る
2016年4月	同社上席執行役員営業センター副センター長兼関西支社長		

重要な兼職の状況

ANAあきんど株式会社顧問
ダイキン工業株式会社社外取締役

候補者としての理由および期待される役割

全日本空輸株式会社およびANAあきんど株式会社の営業部門の要職で培われたグローバルな知見、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督強化に尽力いただくことを期待しております。2016年より社外取締役として、独立した立場から積極的に意見や提言をいただいております。コーポレートガバナンス強化の観点から、引き続き候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

候補者番号

6

いし い なお き
石井 直生 1963年9月25日生

新任

所有する当社株式の数
7,091株



略歴・地位・担当

1986年4月	トヨタ自動車株式会社入社
2018年1月	同社常務役員
2020年9月	当社執行役員
2021年4月	当社経営役員就任 現在に至る

[担当]
経営企画本部長

候補者としての理由

経営企画本部長として、中長期的視点で当社の経営戦略や人材のレベルアップを推進し、その企業価値向上に大きく貢献しております。また、トヨタ自動車株式会社および当社での豊富な業務経験に基づく経営全般に関する幅広い知見を有していることから、候補者となりました。

取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

氏名	役職	企業経営	リスク マネジメント	持続可能な地球 環境への貢献 (E)		事業の変革で豊かな 社会を創造 (S)		従業員の幸せと 会社の発展 (G)		生産・ 品質	営業・ 調達	財務	海外
				環境	エネ ルギー	技術・ 開発	IT・ デジ タル	法務・ コンプラ イアンス	人材 育成・ 多様性				
藤岡高広	取締役会長	○	○				○	○	○	○		○	○
後藤尚英	取締役社長	○	○				○	○	○	○	○	○	○
中村元志	取締役副社長	○	○	○	○	○			○	○			
安井香一	取締役 社外 独立	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
新居勇子	取締役 社外 独立	○							○		○		○
石井直生	経営役員	○	○	○			○	○	○			○	

<ご参考>

本定時株主総会終了後の役員体制における取締役を兼務しない経営役員の専門性と経験は次のとおりです。

氏名	役職	企業経営	リスク マネジメント	持続可能な地球 環境への貢献 (E)		事業の変革で豊かな 社会を創造 (S)		従業員の幸せと 会社の発展 (G)		生産・ 品質	営業・ 調達	財務	海外
				環境	エネ ルギー	技術・ 開発	IT・ デジ タル	法務・ コンプラ イアンス	人材 育成・ 多様性				
伊藤利男	経営役員	○		○						○			○
深津和也	経営役員	○								○	○		
木原一馬	経営役員	○		○	○	○	○			○			

第2号議案 監査役1名選任の件

今回の株主総会終結の時をもって監査役知野広明氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

おがわ まさみち **新任** 所有する当社株式の数
小川 正路 1962年1月1日生 7,078株



略歴・地位

1985年4月 当社入社
2014年1月 当社経理部長
2018年4月 当社参与
2021年4月 当社執行職 監査オフィサー、経理オフィサー
2024年4月 当社執行職 経営企画本部主査 現在に至る

候補者とした理由

長年にわたり経理・財務の分野を中心に当社の企業価値向上に貢献しており、その豊富な業務経験に基づく幅広い知見を有していることから、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
4. 当社は、同氏の選任が承認された場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。補欠監査役が監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間となります。また、本議案の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、監査役就任に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

むなかた
宗像

ゆう
雄 1968年1月10日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
0株



略歴・地位

1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

1997年4月 関谷法律事務所（現 関谷・宗像法律事務所）入所 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的かつ幅広い見識に加え、優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断したため、補欠の社外監査役候補者としました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識・業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、補欠の社外監査役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
6. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.（4）役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、米国においては雇用者数の増加や個人消費の拡大を背景に景気は堅調に推移しましたが、欧州ではインフレの進行により景気に弱さが見られ、中国では不動産市場の調整と雇用・所得の回復の鈍さを背景に低成長にとどまりました。我が国では、所得の伸びが物価の伸びを下回り、内需は力強さを欠いております。

当社グループを取り巻く環境は、主要ユーザーである自動車産業において、半導体不足の解消により、概ね堅調な需要が継続しましたが、中国経済の減速の影響で、産業機械、建設機械向け等の需要は回復が遅れております。また、中国ではBEV（バッテリー式電気自動車）が大きく販売を伸ばしておりますが、一方、米国・欧州では足下、BEV減速感やPHEV/HEV（プラグインハイブリッド車/ハイブリッド車）が販売を伸ばす等、まだら模様となっております。当社としては、各市場や電動化の時流に合わせ、必要とされるものをタイムリーに良品廉価で供給してまいります。

このような状況のなか、「我々愛知製鋼グループが将来めざす姿」として2020年度にまとめた「2030年ビジョン」の実現を目指し、2023年度は、「A i c h i W a yでの“大変革”！将来の生き残りをかけ、全員本気で全力発揮！！」をスローガンとして、『『モノづくりの底力』向上と『稼ぐ力』強化]、「明日の愛知製鋼を見据えた両利きの経営」、「会社とステークホルダーを守るコンプライアンス・ガバナンス」、「明日を支える人材の育成と風土醸成」といった重点施策に取り組んでまいりました。

1) 「モノづくりの底力」向上と「稼ぐ力」強化、 明日の愛知製鋼を見据えた両利きの経営

足元の取り組みといたしましては、「売り、つくり、買い」の、全方位での収益構造改革に取り組んでおります。

まず初めに「売りの改革」ですが、今後、安定した利益を確保するために、電動車用部品の商品ラインアップを拡充するとともに、鍛造品では、従来の鍛造工程にとどまらず、後工程である機械加工に取り組むなど、新たな付加価値を提供しております。販売価格の面では、2021年度以降の購入品の価格高騰に対する販売価格の値上げが概ね完了いたしました。また、顧客との電気、LNGなどのサーチャージ化（販売価格スライド制）の交渉は、特殊鋼鋼材、鍛造品の約8割で妥結できました。加えて、収益の安定化のため、お客様に対し速やかな価格反映の必要性を丁寧に説明することで、最長6か月のスライドギャップ期間（原材料等の価格変動を売価に反映するまでの期間）を短縮し、タイムリーに価格反映する仕組みを実現してまいります。

続きまして「つくりの改革」です。限量経営（生産量の増減に見合ったコストミニマムな生産体制構築）の一環として、生産量あたりのエネルギー・消耗品・労働時間等の使用量である原単位を過去最良レベルにする活動など、全方位での原価低減に取り組んでおります。例えば、要員不足の企業様との間で応援を実施することで、生産体制の最適化に取り組んでおります。また、生産量に応じて、圧延ラインや加熱炉の操業を、コスト最適の観点で寄せ止め（複数の生産設備やラインを集約し、余剰の設備、生産ラインのスペース、人員を有効活用することで、稼働率の向上を図る）するなど、損益分岐点を下げる活動に全社一丸で取り組んでおります。

最後に「買いの改革」です。具体的な取り組みの例としては、安価な鉄スクラップを安定確保するための在庫の持ち方や、つくりの工夫による安価な鉄屑の使用比率向上があります。また輸入電極の活用など、安価な代替品の活用も積極的に推進しており、収益改善に貢献しております。

このような足元の取り組みだけでなく、中長期的な将来を見据えた構造改革にも取り組んでおります。鋼（ハガネ）カンパニーでの、工程省略によるCO₂削減などを目指した小断面連続鋳造化技術（※1）の開発は、試作品の品質評価を始めており、2025年度からの号口化を目指して取り組んでおります。

加えて、BEVへの対応として、従来から取り組んでいる省資源次世代電動アクスル（当社が一昨年に世界で初めて実証した、毎分34,000回転の高回転小型軽量モータと小型高減速機を一体化した電動アクスル）の実装実験を昨年末に実施しました。次世代に向けた素材技術の開発は着実に進展しておりますので、実装実験で確立した要素技術をお客様のニーズにあわせた設計提案、部品提供につなげてまいります。

サステナビリティ関連では、CO₂排出量を2030年までに2013年度比で50%削減、2050年度のカーボンニュートラル実現を目指しております。2023年度から正式に参画している、経済産業省が主導する「GXリーグ（※2）」では、CO₂排出量削減の取り組みだけでなく、「市場創造のためのルール形成」に向けた取り組みの一つである「グリーン商材の付加価値付け検討ワーキンググループ」の一員として活動し、今後、需要が見込まれるグリーン商材や低炭素商材の価値に関わる電炉業界における共通ルール作りに向けた提言を、ワーキンググループメンバー会社と協力して作成しています。これらの活動を通じて、脱炭素に貢献する製品・サービスの普及と日本の特殊鋼業界の競争力維持・強化を図ってまいります。また、2023年9月から「中部圏水素利用協議会（※3）」に参加しており、トヨタグループの一員として中部圏の水素の利用普及促進、需要創出を推進してまいります。具体的には、知多工業地帯内に設置が検討されている水素パイプラインを活用し、2030年までに、知多・鍛造工場の都市ガスの一部について水素転換を進めます。水素転換にあたっては、2022年度に刈谷工場に導入した水素・都市ガス兼用バーナの知見も活用してまいります。これからも、2030年ビジョンに定める経営方針である「持続可能な地球環境への貢献」を目指して、水素などのクリーンエネルギーの活用を進めてまいります。

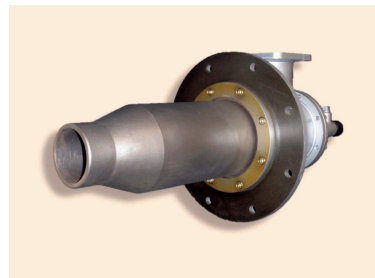
- ※1 鋼材圧延の母材（素材）となる鋼片（鋳片）を連続鋳造機で製造する技術。（通常は大型の鋳片を鋳造後、分塊圧延で鋼片を製造する。）
- ※2 GX（グリーントランスフォーメーション）に積極的に取り組む企業群が、経済社会システム全体の改革のための議論と新たな市場の創出のための実践を行う場として、2022年3月に経済産業省が設立。
- ※3 地域横断的な水素需要創出、サプライチェーン構築を目的として、2020年3月に設立。民間企業20社で構成されている。「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」に参画する機関の一つ。カーボンニュートラルに貢献するため日本初の水素社会実装を目指し、2030年において年間20万トン規模の水素利用を目標として活動しており、当社はオブザーバーとして参加。



GXリーグ ロゴ



バーナを導入した鋼材熱処理炉（写真奥）と、炉側面に組付けられたバーナ・配管（写真手前）（刈谷工場）



刈谷工場に導入した水素・都市ガス兼用バーナ
画像提供：東邦ガス株式会社、日本ファーンエス株式会社

2) 会社とステークホルダーを守るコンプライアンス・ガバナンス

昨年5月17日に公表した、特殊鋼鋼材の一部において、お客様からの要求仕様の長さ公差の上限(+40mm以内)を超える鋼材(+60mm以内)を出荷していた事案は、当社の信頼を揺るがす大変申し訳ない出来事でありました。特別調査委員会の調査報告書で指摘された真因（顧客へ迷惑をかけないという誤った正当化、品質より生産、顧客への納期を優先する組織風土など）および提言を真摯に受け止め、再発防止を含めた改善策として、社長を統括リーダーとする「品質ステップアッププラン活動」を昨年11月から開始いたしました。具体的には、「真っ当なリーダーの育成」、「真因に全員でチャレンジする風土構築」、「内部監査の強化」の三本柱で活動を展開し、品質保証・内部監査機能の更なる強化に向けた組織改革や、問題解決力・コミュニケーション能力向上に向けた人材育成等に取り組んでおります。その一環として、本年4月には、コンプライアンス強化のため、リスクマネジメント本部を新設し、工場組織に属する品質管理部門を当本部に属する品質保証部に集約し、安全・品質が最上位であると明確にしております。

3) 明日を支える人材の育成と風土醸成

社員が幸せを感じられる「価値ある会社人生」を追求することが、結果として会社の成長につながると考え、2030年ビジョンの経営指針の一つとして「従業員の幸せと会社の発展」を掲げ、その実現に向けた人材への投資を積極的に行っています。女性やシニア、障がい者が活躍できる制度面の整備に加え、特に育児支援制度に対する職場や上司の理解を促進するための教育など、意識面の取り組みにも注力しており、男性の育児休業取得率が向上するといった成果が表れております。また、人材育成では、問題解決力やリーダーシップ教育に加え、OJT（現場実務教育）にて定着、レベルアップを図っております。

加えて、「健康」を重要な指標に据え、社員が心身ともにイキイキと働くための健康づくり活動（※1）を健康保険組合とともに地道に推進しています。これらの成果として、本年3月には「健康経営優良法人（大規模法人部門）」（※2）に7年連続で認定されました。

※1 当社の健康づくり活動

- ①経営計画：中期経営計画に健康に関する取り組み目標を明記
- ②メンタルヘルス：ストレスチェックの活用によるメンタル不調の未然防止
- ③生活習慣病予防：若年齢層への健康教育、中・高年齢層への保健指導、健康習慣改善活動の全社展開、食堂でのヘルシーランチ提供
- ④受動喫煙対策：全事業所での所定就業時間内禁煙の実施
- ⑤運動習慣の定着：健康保険組合と連携した歩行奨励活動 など

※2 経済産業省と日本健康会議が、特に優良な健康経営を実践している企業を選定し、顕彰するもの

当期の経営成績

当社グループの当期業績につきましては、販売数量は減少したものの、販売価格の値上がりにより、売上収益は前期と比較して113億円（4.0%）増の2,965億円と過去最高となりました。売上収益の内訳は、鋼カンパニーで1,082億円、ステンレスカンパニーで412億円、鍛カンパニーで1,242億円、スマートカンパニーで199億円、その他で28億円となっております。

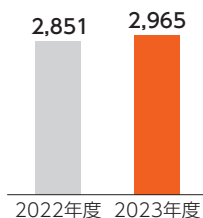
利益につきましては、販売数量は減少したものの、販売価格の値上がりや購入品価格の値下がり、原価低減等が増益要因となり、営業利益は前期比71億1千2百万円（218.2%）増の103億7千2百万円となりました。また、税引前利益は前期比68億4千7百万円（167.0%）増の109億4千7百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比49億8千2百万円（309.4%）増の65億9千3百万円となりました。

ご参考

売上収益

2,965億円

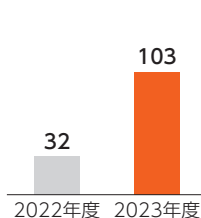
前期比 4.0%増



営業利益

103億円

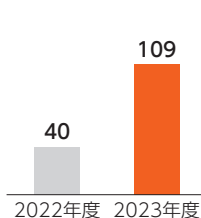
前期比 218.2%増



税引前利益

109億円

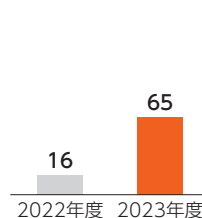
前期比 167.0%増



親会社の所有者に 帰属する当期利益

65億円

前期比 309.4%増



鋼(ハガネ)カンパニー



棒鋼



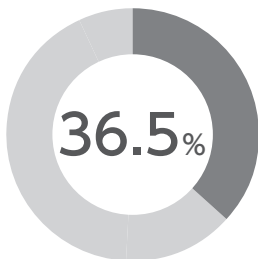
平鋼

【製品例】・構造用鋼 ・ばね鋼
・軸受鋼など

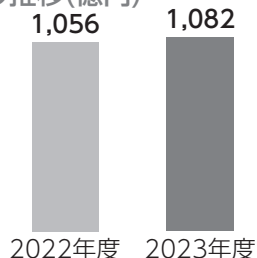
売上収益

1,082億円
(前期比2.4%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)

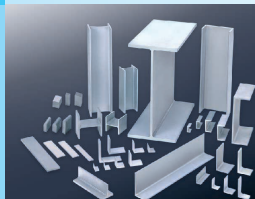


特殊鋼の販売数量の減少はあったものの、販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、25億2千8百万円(2.4%)増加し1,082億1千6百万円となりました。

【主な取り組み】

- ① 2025年度までに損益分岐点を20%引き下げるプロジェクトを始動し、寄せ止めをベースに生産に左右されない原単位低減や、小さく構えて急な環境変化に対応できる発注管理(保全費、消耗品等)、製造ラインをまたぐ多能工化推進による労働生産性向上に取り組みました。また、購入品価格の高騰継続に対し、社内製鋼能力の拡大や製鋼～圧延の一貫歩留向上、鉄屑、合金鉄、副原料資源、消耗品、資材等の安価資材探求に加え、いわゆる2024年問題を見据えた物流ルート別費用解析によるロス見える化と直送化、積載率向上等の発送費の低減などに取り組みました。
- ② アセアン地域での競争力向上、インド市場進出および日本国内の激しい需要変動に対応する生産の上方弾力性確保を目的に、バルドマン スペシャル スチール社(以下、バルドマン)への資本参加と現地現物での技術支援を継続的に実施してきました。これまでの支援により、バルドマンの品質・生産能力が向上し、日系のお客様に満足いただける製品を製造できるようになったことから、昨年1月より、当社グループのアセアン鍛造拠点(タイ、インドネシア)への鋼材供給を開始するとともに、当期には同社の鋼材が、現地日系自動車メーカーからインド材として初めて、ギア用鋼としてアプルーブ(認証)を取得し、ユーザーの現調化進展による需要増にお応えできる準備が整いました。

ステンレス カンパニー



ステンレス形鋼

高圧水素用
ステンレス鋼

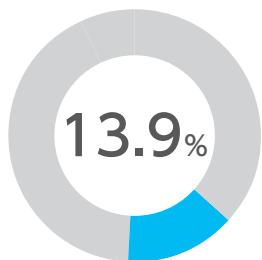


- 【製品例】
- ・ステンレス形鋼
 - ・高圧水素用ステンレス鋼
 - ・刃物用ステンレス鋼など

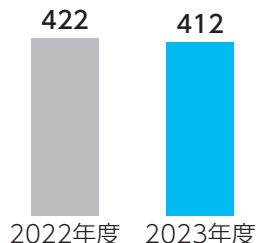
売上収益

412億円
(前期比2.3%減)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



ステンレス鋼の販売価格は値上がりしたものの、販売数量の減少により、当期の売上収益は、前期と比較して、9億8千5百万円(2.3%)減少し、412億5千9百万円となりました。

【主な取り組み】

- ① 2026年度までに、ステンレス鋼全体の供給能力を2019年度比で4割増の年9万トンに高める計画に基づき、設備更新を順次進めております。前期までに原材料の溶解効率を高めた新しい電炉に刷新し、当期は、知多工場のラインの圧延(鋼材の形状をつくる工程)能力を増強し、刈谷工場で圧延していた一部製品を移管いたしました。新ラインには新たにセンサーや画像処理システムも導入し、生産性を高めて供給量の引き上げに備えております。一方、刈谷工場では、特殊なサイズの製品などを増産いたします。2026年度には、同工場の熱処理や検査工程の設備を増強し、安定供給できる体制を整えてまいります。
- ② ステンレス鋼構造物のエンジニアリング機能拡大・内製強化のため、子会社である愛鋼株式会社の衣浦工場が、「ステンレス建築構造物製作工場(※)」の認定を取得しました。これにより、これまでの土木・水処理分野に加え、建築分野でのステンレス鋼構造物の製作を手掛けることが可能となります。引き続き、ステンレス鋼材のエンジニアリング技術により、付加価値の高い製品を市場に提供し、地球に優しい社会の実現に貢献してまいります。

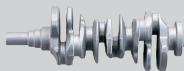
※ 一般社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構が、ステンレス建築構造物の鉄骨製作の品質確保に対する技術力を評価し、安定した品質および性能の製品を供給できる工場を認定する制度

鍛(キタエル)カンパニー



CVTシャフト

クランクシャフト

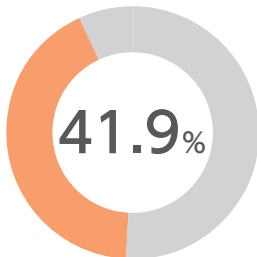


- 【製品例】
- ・クランクシャフト
 - ・ディファレンシャルリングギヤ
 - ・リアアクスルシャフトなど

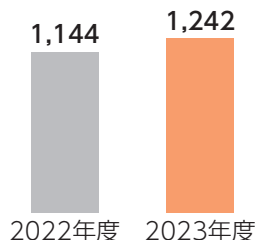
売上収益

1,242億円
(前期比8.6%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)

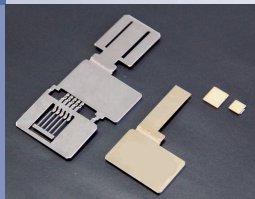


鍛造品の販売数量増加や販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、97億9千8百万円(8.6%)増加し、1,242億6千2百万円となりました。

【主な取り組み】

- ① 主要ユーザーの生産量が不透明な状況が続くなか、量変動対応力の強化として、「売り、つくり、買い」の改革による収益改善に取り組んでまいりました。「売り」の改革では、次世代e-Axle向け部品の営業活動による部品の受注確保、「つくり」の改革では、原単価=購入単価×原単位に紐づく、皆で腹落ちしたKPIを用いた日々の原単価フォローによる改善活動推進や日々の労働生産性管理を通じた要員管理により、繁閑差の激しい工場間での応受援体制を構築しました。これらによる品質・生産性向上が、モノづくり力の強化で大きな成果を上げました。
- ② 多品種かつ少量でも、良品廉価な製品を生産できる「多品種少量生産ライン」開発の第1ステップとして、既存設備改造によるモデルラインの構築に取り組んでおり、2024年度中の号口稼働を目指しております。今後も、2030年に向けた自動車の機構変化による数量変化が見込まれることも踏まえ、競争力を向上し、「日本の鍛造業を背負って立つ」意気込みで、取り組みを続けてまいります。

スマート カンパニー



パワーカード用
リードフレーム

マグファイン®

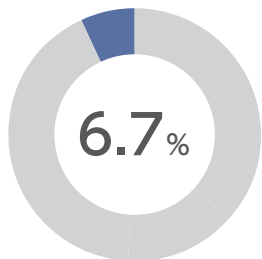


- 【製品例】
- ・パワーカード用リードフレーム
 - ・マグファイン®
 - ・コールドプレート
 - ・MIセンサなど

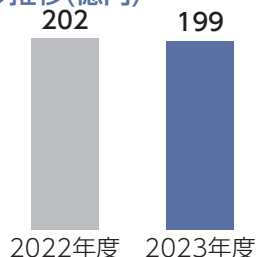
売上収益

199億円
(前期比1.5%減)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



電子部品の売上は増加したものの、磁石の売上減少により、当期の売上収益は、前期と比較して、3億3百万円（1.5%）減少し、199億4千万円となりました。

〔主な取り組み〕

- ① 電子部品事業では、電動車の需要増加を見据え、岐阜工場（岐阜県各務原市）にてパワーカード（※）用リードフレーム（以下、リードフレーム）第4ラインの建設を進めており、2024年5月に稼働いたしました。本ラインでの量産開始により、当社のリードフレームの生産能力は計約7,200万個／年から約25%増える見通しで、主要顧客の需要拡大にきちんと供給責任を果たしてまいります。
- ② 自動運転を支援する磁気マーカシステムのGMPSは、2022年度にJR東日本気仙沼線BRT（Bus Rapid Transitの略。バス専用道等を用いた高速輸送システム）に採用され、社会実装が始まり、今年には区間延長される予定です。当社はBRTへの導入後に磁気マーカの性能などを検査する車両も用意しており、メンテナンスにも対応可能です。当システムにより、ドライバー不足の物流2024年問題や工場内物流などでの自動運転ニーズの加速といった社会課題の解決に貢献してまいります。

※ パワー半導体が複数セットされたカード型のパワーモジュール。車1台に複数枚が使われている。

(2) 設備投資の状況

設備投資は、主として、鋼材・鍛造品・電磁品の製造設備の合理化および老朽更新・機能向上のため、総額236億円を実施いたしました。

(3) 資金調達状況

資金調達につきましては、購入品価格の値下がりにもなう、運転資金の減少などもあり、当社グループにおける外部からの長期借入れの実施および社債発行はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、春季労使交渉での高い賃上げ率や物価上昇とも相まってデフレからの脱却の兆しが見え、個人消費の改善や企業の強い投資意欲、自動車の生産回復で輸出増加、インバウンド需要の増加など緩やかな回復が期待されます。一方、幅広い業種で人手不足が深刻化しつつあるなど、景気回復テンポが鈍るリスクもあり、予断を許さない状況にあります。

また、自動車業界では、足元ではBEVの成長スピードが鈍化しておりますが、中長期的には世界のBEVシフトは再加速する可能性が高く、自動車メーカーによる競争は激しさを増すことが予想されます。当社は創業以来、特殊鋼や鍛造品など素材や部品を通じてクルマの可能性を広げてまいりましたが、今後はお客様のニーズの変化にしっかりと応えるため、開発と一体となった提案型の営業体制により、鍛鋼一貫の強みを活かして、「お客様が何にお困りか」「その解決には、どんな素材・技術・部品が必要か」を全員で考え、変化に応じた良品廉価な製品・サービスを提供していくことで、お客様のお役に立ち続ける会社を目指してまいります。

目指す姿に必要な、変化に強い企業体質を作るため、これまで注力してきた「モノをつくる力」に加えて、カンパニーをまたぐ課題への対応や、製品・サービス軸の事業運営へのシフト、さらには、コーポレートの横串機能を強化し、リソースの最適配分を図るなど、全方位での収益構造改革を推進することで、「稼ぐ力」を向上してまいります。

さらに、2050年度を目標としているカーボンニュートラル（CN）の早期実現も見据え、7工場のうち5工場は2022年度までにCNを達成しており、CNなエネルギーの使用も含め、2030年でのCO₂排出量50%削減（2013年度比）の目途付けも進んでおります。その先の2050年でのCN実現には水素活用における技術的なブレークスルーが必要と考えられるため、先に紹介しました、刈谷工場での水素・都市ガス兼用バーナでの実証実験、実用化に向けた取り組みなど、計画的に進めてまいります。

上記のとおり、当社グループは“世のため、人のため”、“お役に立つ”という創業の精神に立ち戻り、課題に現地現物で正面から向き合うことで、変化に強い企業体質を作りながら、次世代への成長戦略推進に、愛知製鋼グループ一丸で取り組み、企業価値を高めてまいります。

具体的には、「2030年ビジョン」実現を目指し、新しい中期経営計画期間となる24-26年度において、「変革のリーダー、私。」をスローガンに掲げ、一人ひとりが主役となって、以下の方針に則り、施策に取り組んでまいります。

1. 創業の精神に則り、正直で真つ当な企業をもう一度目指す（コンプライアンス・ガバナンスの強化）
 - 1-（1）：常にお客様を意識し、期待に応える
 - 1-（2）：安全・品質は絶対である
 - 1-（3）：持続可能性を自覚し、社会的責任を果たす

2. 足元の稼ぐ力を取り戻し、将来の成長戦略を明確にし、未来への責任を果たす
 - 2-（1）：（稼ぐ力）鋼・鍛のポテンシャルを最大限に発揮する（TPSの徹底・拡販）
 - 2-（2）：（成長戦略）2030年ビジョン達成に向けた実現性のある“ロードマップ”の作成と更なる事業戦略・開発戦略の策定
 - 2-（3）：チャレンジを可能とする安定的な財務基盤の構築

3. 厳しく温かく人が育つ風土の醸成
 - 3-（1）：問題解決を通じた人材育成の強化（改善マインド・改善能力）
 - 3-（2）：アイチの価値観の共有・徹底を通じた一体感のレベルアップ

最後になりますが、当社グループは、PBRを踏まえ企業価値について市場から大変厳しい評価をいただいていると自覚し、従来以上に、企業価値向上を図ってまいります。当社グループの資本収益性は資本コストを大幅に下回る状況にあり、改善には利益率の改善が急務と考えておりますので、先に説明させていただいた諸施策により、営業利益の回復を進めてまいります。その過程で資産の売却など資産のスリム化や、生み出したキャッシュを持続的成長のために振り向けていくとともに、配当方針の変更や自己株式の取得など、資本政策も併せて検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

区分	第117期 2020年度	第118期 2021年度	第119期 2022年度	第120期 2023年度
売上収益 (百万円)	202,247	260,117	285,141	296,516
営業利益 (百万円)	5,317	2,139	3,260	10,372
税引前利益 (百万円)	5,552	2,895	4,099	10,947
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	3,136	1,089	1,610	6,593
基本的1株当たり当期利益 (円)	159.25	55.29	81.65	334.03
資本合計 (百万円)	202,883	212,475	214,322	262,010
資産合計 (百万円)	353,043	364,400	385,449	443,108
親会社所有者帰属持分比率 (%)	54.65	55.31	52.86	56.64
親会社所有者帰属持分当期利益率 (R O E) (%)	1.71	0.55	0.79	2.90
資産合計当期利益率 (R O A) (%)	0.95	0.30	0.43	1.59

(注) 当社は第119期より、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

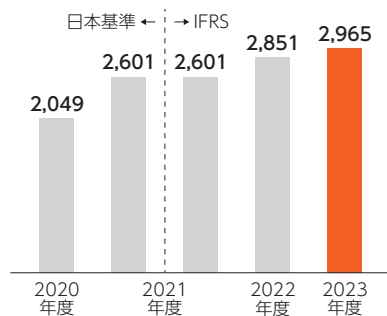
また、ご参考までに第117期、第118期についてもIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。

日本基準

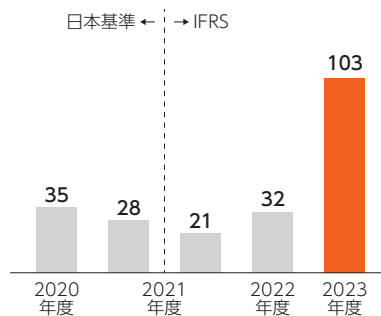
区分	第117期 2020年度	第118期 2021年度	第119期 2022年度	第120期 2023年度
売上高 (百万円)	204,908	260,138	—	—
営業利益 (百万円)	3,563	2,806	—	—
経常利益 (百万円)	4,248	3,508	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,049	933	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	154.82	47.38	—	—
純資産 (百万円)	179,716	186,904	—	—
総資産 (百万円)	314,040	323,866	—	—
自己資本比率 (%)	54.07	54.34	—	—
自己資本利益率 (R O E) (%)	1.88	0.54	—	—
総資産利益率 (R O A) (%)	1.03	0.29	—	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第118期の期首から適用しており、第118期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

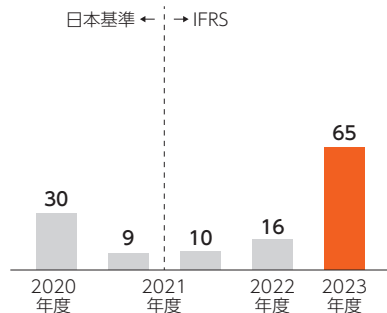
売上収益 (単位：億円)



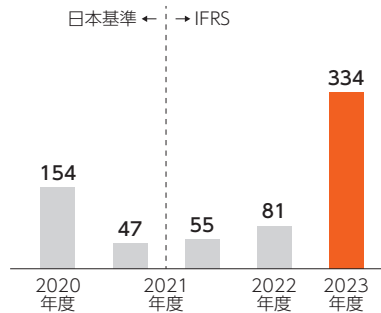
営業利益 (単位：億円)



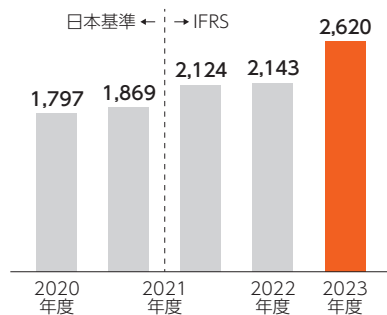
親会社の所有者に
帰属する当期利益 (単位：億円)



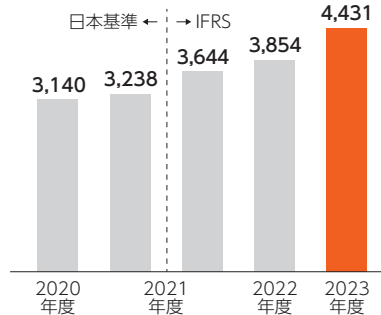
基本的1株当たり
当期利益 (単位：円)



資本合計 (単位：億円)



資産合計 (単位：億円)



(注) 2022年度よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。
また、ご参考までに2021年度についてもIFRSベースに組み替えた数値を併記しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金または出資金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
愛鋼株式会社	愛知県	225	*75.48	特殊鋼およびステンレス鋼の加工 および販売
アイチセラテック株式会社	愛知県	50	*67.91	耐火物の製造および販売、工業炉の 設計施工
近江鋳業株式会社	滋賀県	50	*54.58	石灰石等鋳物の採掘、加工および販売
アイチ テクノメタル フカウミ 株式会社	新潟県	70	86.32	ステンレス鋼の圧延、二次加工 および販売
アイチ物流株式会社	愛知県	39	92.28	貨物運送業、荷役業および倉庫業
アイチ情報システム株式会社	愛知県	80	86.90	ソフトウェアの開発、コンピュータ および周辺機器の販売、メンテナンス
アイコーサービス株式会社	愛知県	30	100.00	日用雑貨品等販売業、飲食店業、給食業 および造園緑化事業
株式会社アスデックス	愛知県	100	60.00	鍛造用金型の開発、設計、製造 および販売
アイチ フォージ フィリピン 株式会社	フィリ ピン	千フィリピンペソ 511,000	85.00	鍛造品の製造および販売
アイチフォージ ユーエスエイ 株式会社	米国	千米ドル 105,861	100.00	鍛造品の製造および販売
アイチ ヨーロッパ有限会社	ドイツ	千ユーロ 100	100.00	磁石応用製品等の販売
アイチ フォージ (タイランド) 株式会社	タイ	千バーツ 470,000	90.00	鍛造品の製造および販売
上海愛知鍛造有限公司	中国	千人民元 229,596	48.00	鍛造品の製造および販売
アイチ フォージング インドネシア株式会社	インド ネシア	千米ドル 3,600	100.00	鍛造品の精整および販売
アイチコリア株式会社	韓国	千ウォン 200,000	100.00	ステンレス鋼等の販売
愛知磁石科技 (平湖) 有限公司	中国	千人民元 15,230	100.00	磁石応用製品の販売
浙江愛智機電有限公司	中国	千人民元 41,500	56.62	磁石応用製品の製造

(注) 議決権比率欄の*印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容

区分	主な製品およびサービス
鋼(ハガネ)カンパニー	特殊鋼(熱間圧延材)、製鋼用資材
ステンレスカンパニー	ステンレス鋼およびチタン(熱間圧延材、二次加工品)、ステンレス鋼構造物エンジニアリング
鍛(キタエル)カンパニー	型打鍛造品(自動車部品粗形材、機械部品粗形材など)、鍛造用金型加工品
スマートカンパニー	電子機能材料・部品、磁石応用製品、植物活性材、金属繊維
その他の事業	子会社によるコンピューターソフト開発、物品販売、緑化

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
営業拠点	東京支店、大阪支店、福岡営業所
工場	知多工場、刈谷工場、鍛造工場、東浦工場、電子部品工場 [以上 愛知県] 岐阜工場、関工場 [以上 岐阜県]

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
4,572名	△78名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,639名	△68名	39.6歳	17.9年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
第9回シンジケートローン	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	12,000
株式会社三井住友銀行	11,000
株式会社りそな銀行	7,000
株式会社京都銀行	5,000
信金中央金庫	5,000
農林中央金庫	5,000
株式会社みずほ銀行	5,000
株式会社愛知銀行	4,000
岐阜県信用農業協同組合連合会	4,000
株式会社八十二銀行	3,000
株式会社百五銀行	3,000
みずほ信託銀行株式会社	3,000
株式会社名古屋銀行	2,000
株式会社千葉銀行	1,000

(注) 第9回シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項

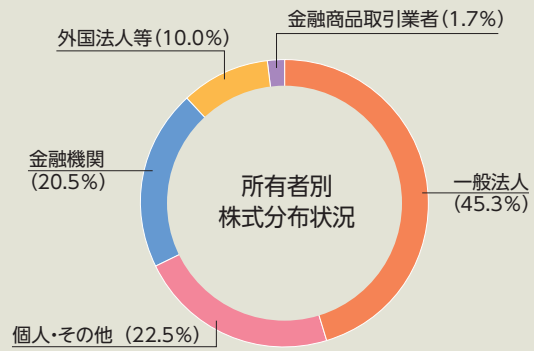
- (1) 発行可能株式総数 47,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,886,675株 (うち自己株式144,468株)
- (3) 株主数 9,807名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	4,715	23.89
日本製鉄株式会社	1,531	7.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,515	7.68
株式会社豊田自動織機	1,360	6.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	638	3.24
株式会社三井住友銀行	491	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	474	2.40
トヨタ不動産株式会社	461	2.34
愛知製鋼従業員持株会	381	1.93
豊鋼会持株会	353	1.79

(5) 当事業年度中に会社役員に職務執行の対価として交付した株式の状況

役員区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	9,781	4
社外取締役	-	-
監査役	-	-

- (注) 1. 当社は取締役 (社外取締役を除く) に対して非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容の概要等は、3.(7) 非金銭報酬等に関する事項をご参照ください。
2. 社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
藤岡高広	* 取締役会長	
# 後藤尚英	* 取締役社長	上海愛知鍛造有限公司取締役副会長
中村元志	* 取締役副社長	経営全般補佐、品質保証オフィサー、生産管理オフィサー、中央発條株式会社社外監査役
安永直弘	取締役	モノづくり革新本部長
安井香一	取締役	東邦瓦斯株式会社相談役、中部日本放送株式会社社外取締役
新居勇子	取締役	ANAあきんど株式会社顧問 ダイキン工業株式会社社外取締役
知野広明	常勤監査役	
横田博史	常勤監査役	
小倉克幸	監査役	トヨタ自動車株式会社常勤監査役
# 熊澤聡太郎	監査役	株式会社豊田自動織機経営役員

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. #印は、2023年6月21日開催の第119回定時株主総会で新たに選任された取締役および監査役であります。
3. 取締役野村一衛および監査役伊藤浩一の両氏は、2023年6月21日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 取締役のうち、安井香一および新居勇子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役のうち、小倉克幸および熊澤聡太郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 安井香一および新居勇子の両氏について、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 安井香一氏が相談役を務める東邦瓦斯株式会社は、当社と事業者として通常のガスの需給取引があります。また、同氏が社外取締役を務める中部日本放送株式会社と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
8. 新居勇子氏の重要な兼職先と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
9. 小倉克幸氏が常勤監査役を務めるトヨタ自動車株式会社は、当社の第1位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。
10. 熊澤聡太郎氏が経営役員を務める株式会社豊田自動織機は、当社の第4位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。
11. 2024年4月1日付けで、下記のとおり、担当および重要な兼職の状況に変更があります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
中村元志	取締役副社長	経営全般補佐、監査室、リスクマネジメント本部長・CRO*
安永直弘	取締役	

※Chief Risk Officer

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項に定める責任について、同第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社と各取締役および各監査役の間では、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求に対しては補填しないこと、一定の免責金額を設ける等の措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者である役員等は、当社および当社子会社の全ての取締役、経営役員、執行職および監査役であり、その保険料は全額当社および当社子会社による会社負担としております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	288	220	40	27	7
(うち社外取締役)	(24)	(24)	(-)	(-)	(2)
監査役	85	85	-	-	5
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(3)
合計	373	305	40	27	12
(うち社外役員)	(36)	(36)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、2024年5月16日開催の取締役会で決議した賞与金額を計上しています。
2. 非金銭報酬等は、取締役(社外取締役を除く)に対し交付した譲渡制限付株式に関し、当事業年度に費用化された金額を計上しています。
3. 上記には、2023年6月21日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および監査役を含んでおります。
4. 経営陣幹部、取締役の報酬については過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会に答申しております。取締役会では同委員会の答申を踏まえ決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成されております。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。
5. 特殊鋼鋼材の一部における長さ公差外れの出荷が判明した事案を踏まえ、社内取締役は固定報酬の30%(3ヶ月)を自主返納しており、上記の額は自主返納後の金額となります。

(6) 業績連動報酬等に関する事項

当社の持続的な企業価値向上および事業計画達成のための短期インセンティブとして、業績連動報酬である賞与を支給しており、その支給額は以下の基準に基づき決定しております。

- 1) 賞与は、各期の業績をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案する。業績連動部分に関しては、中期経営計画で連結営業利益を目標指標としていることから、連結営業損益に連動させる。
- 2) 賞与金額は、過去の連結営業損益の推移等から基準営業利益および基準賞与額を決めた上で、当該事業年度の連結営業損益との比較を行い、賞与支給のための指数を算出した上で、基準賞与額に指数を乗じ算定する。なお、この指数は当該事業年度の連結営業損益が零または損失の場合は0%となり、利益の場合はその金額に連動して増加するものとする。
- 3) 個人別の賞与金額の決定にあたっては、会社業績への貢献度や、中期経営計画におけるプロジェクト等の進捗率を勘案した評価を反映するものとする。

なお、当事業年度を含む連結営業損益の推移は1.(5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

(7) 非金銭報酬等に関する事項

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」)に非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当を受けます。また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

なお、支給の際に付された条件の概要等は以下のとおりです。

- 1) 対象取締役は、割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」)の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間」)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」)。
- 2) 対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する。

- 3) 上記1)の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- 4) 上記1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（8）取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬および賞与の限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、監査役の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

譲渡制限付株式報酬の報酬総額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額50百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の金銭債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当該譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役会が定める地位を退任した時点の直後の時点までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

(9) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を取締役会で定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役報酬の決定方針

(基本的な考え方)

当社の取締役報酬制度は、以下の考え方に基づき設計する。

1. 取締役のそれぞれに求められる役割および責任に応じたものとする。
2. 当社の事業戦略に整合したものであり、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを取締役に促すものとする。
3. 経営者としてより一層強い責任感を持ち、株主と同じ目線に立った経営の推進を動機付けるものとする。
4. 経済環境や市場動向に加えて、他社の支給水準を考慮の上、報酬の水準を設定する。
5. 報酬制度の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとする。

(報酬の構成および割合)

社外取締役を除く取締役の報酬については、a.固定報酬としての月額報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬から構成することとする。

a. 固定報酬としての月額報酬

各取締役の役割・職責に応じて決定し、固定報酬として月額報酬を支給する。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

3. (6) 業績連動報酬等に関する事項に記載のとおり。

c. 中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、以下のとおり、一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社普通株式を付与する。

- 1) 原則として毎年、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その職位に応じて決定された数の当社普通株式を付与する。
- 2) その付与される株式の数は、当社が付与対象者に対して支給する報酬全体の金額の概ね10%程度の金額に相当する数を目安とする。
- 3) 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とする。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、a:b:cの割合が概ね72:18:10となるよう設計する。

社外取締役の報酬については、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与および株式報酬の支給はなく、固定報酬としての月額報酬のみとする。当該固定報酬としての月額報酬は、経済環境や市場動向、他社の支給水準を考慮の上、決定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項)

当社の取締役の報酬等については、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会において、報酬等の体系および水準、個人別の報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえ、取締役の報酬等の方針並びに個人別報酬等の内容等を決定する。

(取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬としての賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長に委任する。

権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためである。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。

なお、当該事業年度の取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬・人事案策定委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(10) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当事業年度における社外取締役を除く取締役に支給した固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬である賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長の後藤尚英に委任しております。権限を委任した理由および権限が適切に行使されるようにするための措置については、3.(9) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項に記載のとおりです。

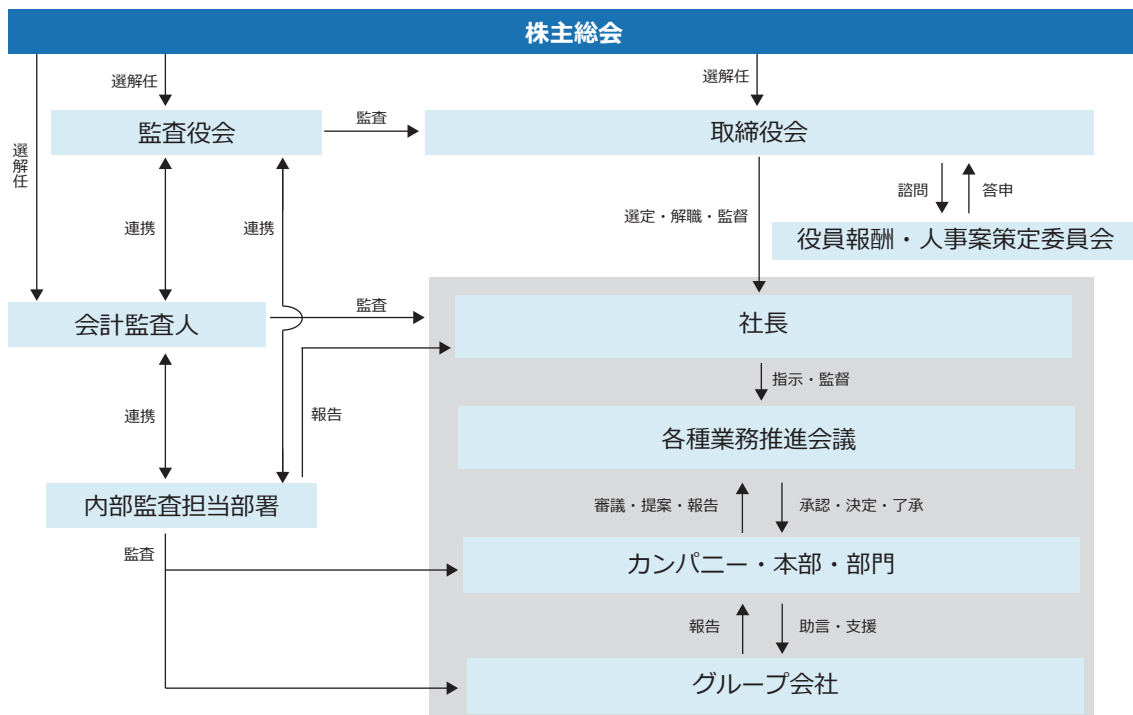
(11) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安井香一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会では委員長を務め、役員等の指名および報酬の決定に関する取締役会への答申を主導しております。
社外取締役	新居勇子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（93％）に出席し、グローバル企業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会の委員として、役員等の指名および報酬の決定における透明性および客観性の向上に貢献しております。
社外監査役	小倉克幸	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（93％）および監査役会の全てに出席し、グローバル企業における経理・財務や監査業務の要職として培われた豊富な経験から、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。
社外監査役	熊澤聡太郎	社外監査役就任後開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、グローバル企業における開発部門の要職として培われた豊富な経験から、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。

<ご参考>コーポレートガバナンス体制について

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、職務の効率性確保、グループ管理体制および監査役に関する事項につき、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実をめざします。



取締役会	独立社外取締役2名を含む6名の取締役から構成されており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督をしております。
監査役会	社外監査役2名を含む4名の監査役から構成されており、取締役の職務執行の適法性・適正性を監査するとともに、必要に応じて会計監査人および内部監査担当部署と連携をして、内部統制システムの整備状況を監査しております。
役員報酬・人事案策定委員会	独立社外取締役2名と取締役社長で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選解任について審議し、取締役会へ答申をしております。
各種業務推進会議	役員および経営陣幹部等で構成される各種業務推進会議にて、経営に関わる重要事項の審議・情報共有や業務執行状況の確認を行っております。
カンパニー・本部・部門	主要製品を基軸としたバーチャル会社である「カンパニー」と、カンパニーの事業運営を支える機能軸として4つの本部から構成される「コーポレートオフィス」、そして安全・品質・監査・生産管理機能を「トップ直轄」に据えた組織体系としております。なお、各カンパニーに「プレジデント」、各本部には「本部長」をそれぞれ配置し、責任・権限の委譲を進めるとともに、さらなる意思決定の迅速化を図っております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	166,533
現金及び現金同等物	46,546
営業債権及びその他の債権	62,371
その他の金融資産	2,457
棚卸資産	54,216
その他の流動資産	941
非流動資産	276,574
有形固定資産	131,793
無形資産	2,681
営業債権及びその他の債権	25
その他の金融資産	70,283
退職給付に係る資産	71,037
繰延税金資産	748
その他の非流動資産	4
資産合計	443,108

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	74,220
営業債務及びその他の債務	51,084
借入金	15,305
その他の金融負債	690
未払法人所得税	1,577
その他の流動負債	5,561
非流動負債	106,877
借入金	58,076
その他の金融負債	4,177
退職給付に係る負債	12,189
引当金	760
繰延税金負債	31,011
その他の非流動負債	663
負債合計	181,097
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	250,970
資本金	25,016
資本剰余金	28,232
利益剰余金	151,302
自己株式	△867
その他の資本の構成要素	47,286
非支配持分	11,040
資本合計	262,010
負債及び資本合計	443,108

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
売上収益	296,516
売上原価	257,467
売上総利益	39,049
販売費及び一般管理費	26,502
その他の収益	440
その他の費用	2,615
営業利益	10,372
金融収益	1,123
金融費用	548
税引前利益	10,947
法人所得税費用	2,990
当期利益	7,956
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,593
非支配持分	1,363
合計	7,956

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	123,198	流動負債	62,961
現金及び預金	24,762	電子記録債務	7,826
電子記録債権	15,154	買掛金	16,749
売掛金	40,148	短期借入金	1,000
商品及び製品	6,979	一年内返済長期借入金	15,000
仕掛品	26,573	リース債務	3
原材料及び貯蔵品	6,614	未払金	2,684
その他	2,964	未払費用	10,766
		未払法人税等	784
固定資産	167,217	未払消費税等	1,359
有形固定資産	88,461	前受金	79
建物	18,974	預り金	640
構築物	4,516	役員賞与引当金	35
機械及び装置	45,682	設備支払手形	24
車両及び運搬具	217	設備関係電子記録債務	6,005
工具、器具及び備品	2,446	固定負債	72,486
土地	11,000	長期借入金	58,000
リース資産	6	リース債務	3
建設仮勘定	5,618	退職給付引当金	12,509
無形固定資産	2,140	役員退職慰労引当金	97
投資その他の資産	76,614	繰延税金負債	1,419
投資有価証券	33,479	資産除去債務	451
関係会社株式	10,739	その他	5
出資金	300	負債合計	135,448
関係会社出資金	2,387	(純資産の部)	
長期貸付金	6	株主資本	137,225
関係会社長期貸付金	7,011	資本金	25,016
前払年金費用	22,208	資本剰余金	27,898
その他	515	資本準備金	27,898
貸倒引当金	△33	利益剰余金	85,177
資産合計	290,416	利益準備金	6,254
		その他利益剰余金	78,923
		固定資産圧縮積立金	163
		繰越利益剰余金	78,759
		自己株式	△867
		評価・換算差額等	17,742
		その他有価証券評価差額金	17,742
		純資産合計	154,967
		負債・純資産合計	290,416

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	
売上高		230,722
売上原価		199,138
売上総利益		31,583
販売費及び一般管理費		25,235
営業利益		6,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,370	
その他の営業外収益	547	3,918
営業外費用		
支払利息	116	
その他の営業外費用	739	856
経常利益		9,410
特別利益		
補助金収入	135	
投資有価証券売却益	1,417	1,552
特別損失		
減損損失	1,271	
固定資産圧縮損	135	1,406
税引前当期純利益		9,555
法人税、住民税及び事業税	917	
法人税等調整額	1,106	2,023
当期純利益		7,532

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原 修文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 正英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、愛知製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小笠原 修文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 正英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する事業報告の記載内容及び不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況を始め、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

愛知製鋼株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	知 野 広 明	㊟
常 勤 監 査 役	横 田 博 史	㊟
監 査 役 (社 外 監 査 役)	小 倉 克 幸	㊟
監 査 役 (社 外 監 査 役)	熊 澤 聡 太 郎	㊟

以 上

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関

同 連 絡 先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (通話料無料)

公 告 方 法 電子公告

上 場 取 引 所 東京証券取引所、名古屋証券取引所

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

愛知製鋼株式会社 本館 大会議室

愛知県東海市荒尾町リノ割220番地

開催日時

2024年6月13日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会終了後に、報告事項等の映像および主な質疑応答の要旨を当社ウェブサイトに掲載いたします。

交通機関のご案内

① 名鉄常滑線・河和線「聚楽園駅」から徒歩1分

② 国道23号線（名四国道）名古屋南インターから国道302号線に入り、約5km

※駐車スペースに限りがありますので、ご来場の際には公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

株主総会会場

愛知製鋼株式会社
本館



お体が不自由な又は障がいのある株主様へ

ご要望に応じて、個別にお手伝いをさせていただきますので、お気軽にお声掛けください。

また、最寄りの聚楽園駅にはエレベーターが設置されておりますので、バリアフリーで会場までお越しいただけます。